

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に  
基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送  
供給等約款料金の算定に関する省令附則第二条に基づく届出書

系託発 第 222 号  
平成 27 年 8 月 31 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

高松市丸の内 2 番 5 号  
四国電力株式会社

取締役社長 佐伯 勇人

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電  
気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関す  
る省令附則第二条の規定により、次のとおり同省令第二十六条第三号イ(1)に  
掲げる額を届け出ます。

届 出 内 容	
第二十六条第三号イ(1)に掲げる額	7 円 4 銭